

江戸川区立江戸川小学校 P T A 規約の改正 (案)

1 改正案の概要

項 目	主な内容
① 目 的	学校、家庭及び地域と協力して、児童の健全育成と児童福祉に努める
② 方 針	学校と連携協力する自主団体として、次の3つの方針に基づく活動 ①会員の総意による民主的な運営、総会や運営委員会での決定に基づく活動 ②本旨を同じくする他団体と協力、政治的・宗教的に中立の立場を遵守及び非営利活動 ③学校の教育方針に協力した活動、学校の経営や人事への不干渉
③ 会 員 資 格	①江戸川小学校に在籍する児童の家庭または児童を保護する団体 ②江戸川小学校
④ 入・退 会	①入会届の提出をもって入会 ②退会届の提出をもって退会(ただし、卒業や転出の場合、その時点で退会) ③本会の目的に著しく反する場合、退会させることができることを規定する
⑤ 役 員	①会長………本会を代表し会務を統括、総会及び幹事会を招集 ②幹事………会長を補佐し会長不在のときは会長代理、本会の運営に関わる会計、庶務、渉外を担当 ③会計………幹事の中から本会の経理、予算及び決算の担当を決定
⑥ 役 員 任 期	任期は1年、再任は2回までとする
⑦ 会 計 監 査	会計監査は役員を除く会員と非会員より選出
⑧ 組 織	①総 会………本会の最高議決機関(役員人事、活動方針と内容、予算と決算等) 回覧やオンラインにより総会の開催可 ②幹 事 会………総会に次ぐ議決機関(総会が開催されないときの決定機関を兼ねる) 紙面及びオンラインによる開催可 ③委 員 会………年間を通して活動する組織、設置については幹事会で決定 ④プロジェクトチーム………限定した期間のみ活動する組織、設置については幹事で決定
⑨ 規 約 の 改 正	①規約の改正は会長または会員の発意により総会において3分の2以上の賛成で決定 ②改正に必要な事務手続きは幹事会で決定
⑩ 休 止 ・ 解 散	①運営が著しく困難な場合は休止または解散できる ②休止または解散は総会で3分の2以上の賛成で決定
ア 会 計	①一般会計………1年間にPTA活動に関する予算案の作成・執行と決算報告 ②特別会計………PTA活動の運営基金の管理
イ 会 費	会員に対して会費を徴収することができる
ウ 慶 弔 費	①別に定める規約に基づいて慶弔費に取扱いを定める ②職員の転退出に係る祝金は廃止する

別途規定